

壹岐名勝圖誌

內務省圖書
 第一一〇六八號
 和書部地理類
 函冊
 共五十冊

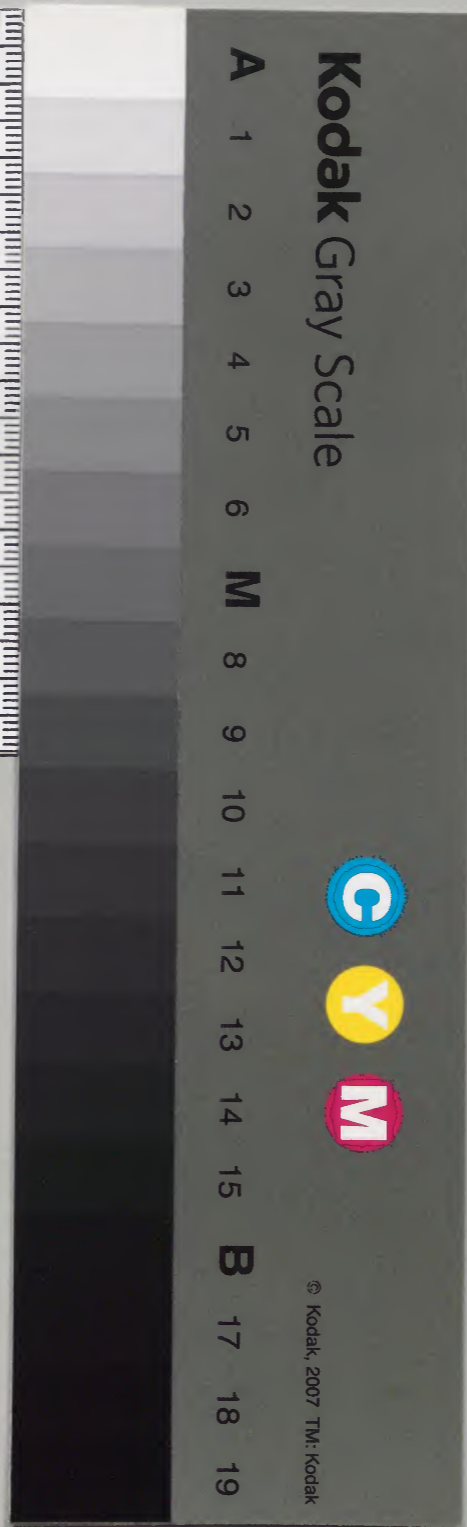
和書門
 二九三九九
 二二六六九
 二五六六九
 冊架兩號類

內閣文庫	
番號	和 29399
冊數	25 (1)
函號	176 166

地

六六

共廿五本



序

利奈所

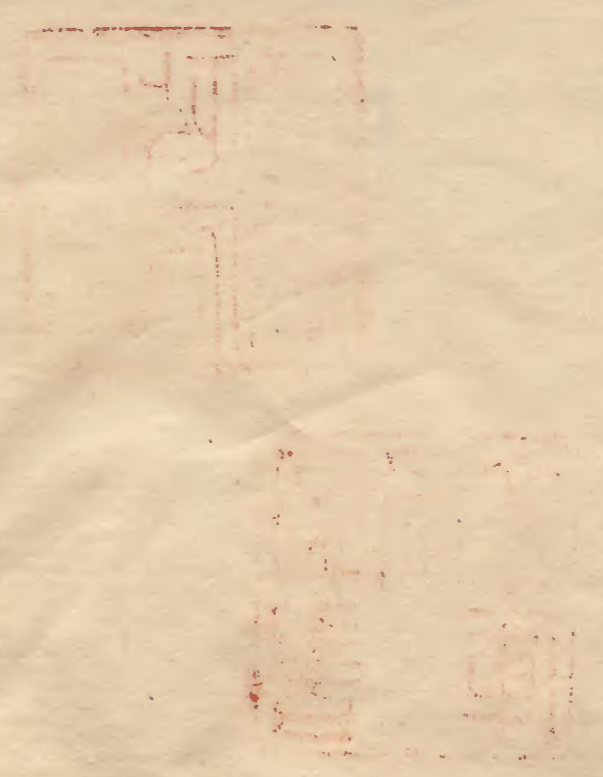
同

同

同

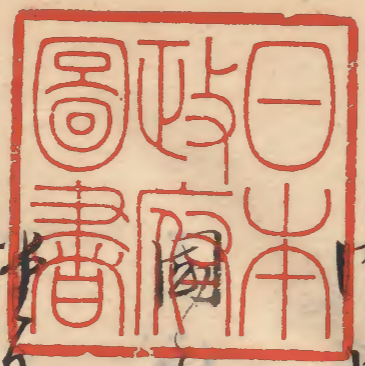
同

同

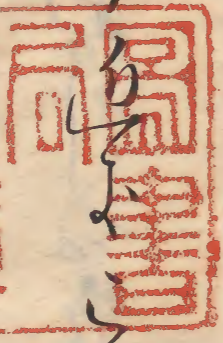


序

内 日刺京師をくくり畿内を東の



北國繪了りてわくより出来に



河安藝の國畿島の國

會々 流布 然り 抄之 西に 極

滄海の中に天一柱を以てり在りて

の島を異國の界水まはり上つせり

神の居社も多く天竺より其渡に
佛に梵刹毎若干ありて遣唐使より
ありて世ふに京都人毎より往通
つて物よりきりて今も其山あり
て心ほくくの人より稀にありあり
い竹實地履ツノクニ、ユカさる人のまめほり中園の
園誌物ツノクニ、ユカとて嘉永三年に
いふやりの七月

乾齋老多経ういふ仰言字け給り
い邦内より申ふ知り急のい
了知りて其の真景と愚才尚威に
園画カ、ロよとのあまらつてせ給ふ
まよ字はよの其奈よりあり
いふの物にふえたりかよりけ

里老の口碑ウニヒト ツタヘナト

よゝゝりまゝあけ寺

— 壹岐名勝圖誌と題ナツけ廿五卷尔

書ついで々奉とる可ハ

御世字文久の元平夏五月十七日

後藤正恒

壹岐名勝圖誌

惣目錄

第一卷	事實傳説
第二卷	諸吉村 <small>併</small> 蘆邊八幡二浦
第三卷	川北村
第四卷	中郷村
第五卷	國分村
第六卷	湯岳村
第七卷	深江村
第八卷	筒城村 <small>併</small> 山崎浦

第九卷

石田村併印通寺浦

第十卷

池田村併久喜浦

第十一卷

志原村

第十二卷

初山村

第十三卷

武生水村併郷浦本居浦

第十四卷

渡良村併渡良浦小崎浦

第十五卷

半城村

第十六卷

物部村

第十七卷

住吉村

第十八卷

長嶽村

第十九卷

黒崎村

第二十卷

立石村併湯本浦

第二十一卷

布氣村併湯ノ浦

第二十二卷

本宮村

第二十三卷

可須村併勝本浦

第二十四卷

新城村

第二十五卷

箱崎村併瀬戸浦

折添

一國全圖併島々

凡例

一 壹岐國名勝圖誌全部二十五卷

大圖折添

第一卷ハ國名の

説より一州の管了事實とハ諸書記

録等に依りて粗是を以て第二卷よりハ一村を

卷より一を浦々ハ其附屬の村を合せ出たり

一 國の形勢郡村觸里の界形往來の大小路及山川等のあり

さゆハ大圖よりハ郡界ハ慶長以來の定よりハ又村

界一二の所よりハ近年界分ら明くハ未譯

定れなきハ大圖よりハ置つ又毎卷

の首に大圖より分ちて一村のみハ宮寺の有所山川田地

形相道筋水とまつて再ハ出シぬ見ハに便リシハ
ためなり

一 國の東西南北海陸周廻の里數 三十六町 村々の縦横周圍等の

町間 五尺 其外山川の地法神社佛櫛の境内島々瀨々の間數

丈尺等ハ大方續風土記 吉野秀正所撰 等ハ終ハのせら然れ

トト又余斗違フと思ハ所ハ今度量リて

田圃の町反高の負數ハ古今水損旱損地山床の類ハ

ハ凡て引高の町反ヲを除きて今物成の年貢納分

一 神社ハ元祿神社帳及新_レ社帳ハ所載の町反續風土記

志ハ今ハ今ハ其ハ傳説等々社記或ハ縁

記續風土記等より抜出て挙置候 神号より古

記の文と一々挙るハ事長ハ大方畧ハ志

本史ハ式内ハ神社地境の町反

祭神の町反ハ既ハ壹政神名記 吉野末益所著 同神社考

又承應田記 松本河内 等ハ

其ハ正恒聊考ハ其

一 佛櫛ハ梵刹帳寺居帳ハ是又續風土記ハ引書

一 佛櫛ハ梵刹帳寺居帳ハ是又續風土記ハ引書

一 佛櫛ハ梵刹帳寺居帳ハ是又續風土記ハ引書

一 佛櫛ハ梵刹帳寺居帳ハ是又續風土記ハ引書

一 佛櫛ハ梵刹帳寺居帳ハ是又續風土記ハ引書

一 佛櫛ハ梵刹帳寺居帳ハ是又續風土記ハ引書

一 佛櫛ハ梵刹帳寺居帳ハ是又續風土記ハ引書

一 佛櫛ハ梵刹帳寺居帳ハ是又續風土記ハ引書

多にふりつ傳説ハ元亨釋書高僧傳近き物なり見好
書波門石隨
所著又寺紀或ハ俗間口碑の誤り其の如しと
もふれ

一 民戸口負等ハ今度量りて今何の如しを奉り

一 塘ハ続風土記以後近年頃掘たゞ分ハ土疆の間敷水溜の
及畝水掛の水田畝高寺より今度量し其を自余ハこれ
素の俵なり

一 村に石窟若干ありといへども今ことごとくささり
々中に大なるを一二ヶ所出さすのみなり

一 先ハ壹岐續風土記百十一
ハ卷にありし之を畫圖エツ以て故トいる

實地を履たり人のため且婦童の眼を悦びめむと此度

大守の命と奉りて地理の有形山川の風境宮寺此真景を宗

のて図を設け古書の事實ありて野史口碑等此

こと記ハ怪談奇話なりはるるを以て皆里老の如し

く傳へて説ゆを強ち除捨くべきもあはされハ今その
修し載て兒童の穴伸と慰む

一 此書編集の趣向ハ粗五畿内名所圖繪及巖島圖繪等の例に
效ふ

一 景地を圖せしに古人の詩歌多くハ當州の歌なりを以て
同し地名の所ハ文面の潤色カケリ景圖の倭文アヤありてまゝあり

半り壁言ハ山城八幡山の古哥を傳此所の八幡山ゆゑの所とい
 る一或ハ箱崎ハ筑前管崎の歌をりけつゝたぐいぬ本
 多し見む人邦地のたぐゝをれ咎め給いそ又巖島圖繪
 ぬと此例のぬゝひゝ今此人の詩哥とよまゝ一ぬ

第一卷目錄

- | | |
|-------|--------|
| 國名の傳説 | 郡里の事 |
| 郷村の説 | 國司の来由 |
| 田圃の事 | 神社の事 |
| 佛閣の事 | 古今神領の事 |
| 寺領の事 | 關門烽侯の事 |
| 卜部の故事 | 博士醫師 |
| 賑給の事 | 免田租給事 |
| 郵驛の事 | 兵具充置事 |
| 校料の事 | 菓子貢進の事 |

配流人の事

氏戸口算の事

壹岐名勝圖誌卷之一

湯嶽觀上宮神主長門介藤原朝臣正恒奉 命謹撰

筒城白沙八幡宮神主將監吉野連尚盛謹画圖

國名の傳説

古事記曰次生伊伎島亦名謂天比登都柱○日本書紀曰即對馬島

壹岐島及處々小島皆是潮沫凝成者矣一書曰先生淡路洲次大

日本豊秋津洲次伊豫二名洲次隱岐洲次佐度洲次筑紫洲次壹

岐洲次對馬洲○舊事紀曰伊吉島謂天比登都柱○和名抄云

壹岐由○日本紀纂疏云壹岐ハ猶雪と云々云々潮の沫雪比

白きく云々云々云々云々所し○日本釋名云壹岐ハ雪なり

いとつと通る浪高くと潮の白く事雪のこと一是古人の説こ

○職原大全云壹岐島又日本行離の島ゆりゆちた由岐と訓そ○

國俗傳云壹岐郡本宮村の海辺に雪の島といふ島あり其

事雪の島と云ふ故にこれより一洲をと云ふてゆたといふと恒

自然雪の島と呼ぶ云はるるは筑前より出て後九州をまぐるといふ

又一國より土佐國ゆり土佐郡土佐郷ありてこれより出づる名といふ

まをむくはるかすはの島名なり○宗祇順國方角抄云是よりくは

ついで大名にハカセり一よや

此所のりゆりて名所集に出たるは磯馴松撫子とあり○古事記傳

云伊岐島云此島ありて神祭り生こそ齋忌の事ゆりゆち故

の名もやゆちを齋忌ハ大嘗會亦限るを古ハ神祭りハ必る

りゆりあり通へり由豆伊豆の例ゆり天比登都柱名義海中

に離るる一つあり島ゆちをなり云々此不諸説多かりと

今其一二を挙げてゆりゆち見ゆ人より記したる

了

郡里の事

和名抄云壹岐島由岐管二壹岐石田伊之○拾芥抄云壹岐下

二郡壹岐石田府○民部式云壹岐島下管壹岐石田又同式云

陸奥國出羽國佐渡國隱岐國壹岐島對馬島右四國二島邊要

と云○職原抄云壹岐下對馬下謂之二島邊要○假寧令義

解云若奉勅出使及任居邊要謂居邊為要壹岐對馬之類即史生亦同也○凡國郡

と分給りしを以て日本書紀 成務天皇四年春二月

丙寅朔詔曰今朕嗣て宝祚を踐し夙夜^{ツチキオソル}兢惕然まこと

黎元蠢尔にして野心^{アラキココロアラタ}悛め是國郡は君長^{マケ}以て縣邑は

首渠^{オホミナ}以て自今以後國郡は長と立て縣邑に首を置む當

國の幹了者^{ツラウシキヒト}と取て其國郡の首長は任て是を中區^{ウチワタシ}は蕃

屏^{マカキ}とせよ五年秋九月は令て以て國郡は造長と立て縣邑

に稻置を置て并楮矛を賜て以て表とす則山河を隔

て國縣を分ち阡陌のまうに以て邑里を定め給て因て

東西を以て日縦と南北を日横とす山陽と影面とい

は山陰と背面といふ是を以て百姓居を安らして天下無事

なり○古事記志賀高穴穗宮^{成務}の段は大國小國の國造と定

賜ふ亦國に此塚及大縣十縣の縣主と定賜ふは是則國縣

を分ちたるへりし始なり然まこと今此郡名に 成務

天皇以後の事實を考て其名とせる事多し此

定給りしは只大凡の事なりし其ハ國の數も亦後

より漸く分きて六十八國は定りしは亦不更郡

縣邑里此名は後世に至りてかりと分ちて志なるありし

姓氏録は坂合部は大彥命の後なり 允恭天皇の御世は

國境の標を造立つ目て姓坂合部連と賜とらり○日本

書紀曰孝德天皇大化二年春正月甲子朔賀正禮畢了則

新に改むの詔を宣曰其一云昔天皇等の立す所の子代の民
所此也倉及別臣連伴造國造村首所有部曲の民所この田
莊を罷仍て食封を賜ふ事大夫より以上をのく差降り
て布帛を以て官人百姓に賜ふことせむるなり又曰大夫々
民を治めしむる所なり其治を辱せし則民これ
頼る故に其祿を重くする事ハ以て民のためにも
なり其二云初て京師を脩め畿内の國司郡司關塞斥
候防人驛馬傳馬を置き及鈴契を造り山河を定むる
凡郡ハ四十里を以て大郡ハ三十里以下四里以上を中郡

とし三里を小郡とし其郡司ハ并に國造性識清廉し
て時務ハ堪たる者を取て大領小領とし

八位下叙之其大領小領
才用同者先取國造 強幹聰敏して書算ハ工なり者主

政主帳とし凡驛馬傳馬を賜ふハ比皆鈴傳の符並尅數より

凡諸國及關ハ鈴契を造り並に長官執元ハ次官執

を其三云初て戶籍計の帳班田收授之法と造り凡五十戶

を里とし每里長一人を置き按檢戶口課植農桑非違と

禁察賦役を催駈らし其掌を以て白雉三年夏四月戶籍

を造り凡五十戶を里とし每里長一人凡戶主ハ皆家長

以て為之凡戶ハ皆五家相保 五人組とし
一人を為長以相

檢察云々秋八月庚申朔癸酉詔して曰く宜しく國々

塩塚を見て或ハ書に云々一或ハ圖をかき持来りて示せ奉る國縣の名ハ来時ニ定む一國ノ堤を築くハ地溝を穿へき所田を墾へき間ハ均く給使造當聞解此所宣云々

天武天皇十二年十二月甲寅朔丙寅諸王の五位伊勢王大錦下羽田公八國小錦下多臣品治小錦下中臣連大島并判官録史工匠の者等と遣りて天下を巡行し諸國の境堺を限分し一も然るに是年不堪限分十三年冬十月己卯朔辛己伊勢王等と遣りて諸國の界を定めしむるなり○戸令

曰凡郡以廿里以下十六里以上為大郡

謂郡不得過廿里若餘五十戸以上者隸入比郡若隸入

比郡地勢不便或不獲已而應分者別録申官其定國大可有別式

十二里以上為上郡八里以上為

中郡四里以上為下郡二里以上為小郡云々

正恒謹按日本書紀 孝德天皇の御卷に云々時ハ四十里と

大郡と一三十里以下四里以上と中郡と一三里以下小郡とす

と然レハ壹岐國二郡ハ凡戸數八千戸と一郡四千戸也

云々時ハ八十里と云々一又戸令ニ以廿里以下十六里以上

為大郡と見まはさし何まありしと當國の郡ハ案ニ大郡

と云々○壹岐史拾遺附録 天明年中吉野 政長の記を所 云當國中

頃四郡六庄七郷に分ちて大道二筋を立往来す其

四郡ハ壹岐可須石田物部六庄ハ山方大武田邊物部志

原石田なり云々かく四郡と云々十九戸數一郡二千

戸にして四十里と云へきなり

郡よりて戸数の多寡はあ
るべしなり

かりて大凡 むく 一里の家居といふ少なるなり 一里 一里は

今を以てかくいへり 中頃 四郡と云ふ 中 中云説

慥と云ふ 古史 別に見ゆ 右 右と云ふ 志 志と云ふ

尚実記を尋よ 一里 一里なり

雑令曰凡度地五尺為一歩三百歩為一里 ○世事談云 正親町院

天正年中一里の行程を定給ふ地の三十六畝表して廿六

町と一里とを諸国より一里塚をつりて 一里 一里に松杉を

植て 信長公 信長公に 一里 一里と云ふ 一里 一里の 一里 一里

て 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の

一里 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の

及六間一町六十間一里六百間とて 一里 一里の 一里 一里の

の三十六町なり 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の

いへり 鎌倉 鎌倉の 七里 七里の 濱 濱は 四十二町 四十二町あり 一里 一里の 一里 一里の

一里 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の

り 道 道不き 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の

抄云 自京陸奥東濱 自京陸奥東濱 行程三千五百八十七里 一里 一里の

諸國記云 道路 道路用日本里數 一里 一里准我國十里 一里 一里の

と 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の

と 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の 一里 一里の

里らり又四十八町一里或ハ五十町一里ありと當州ハ三十
六町一里あり

郷村の説

古一國を分ちて郡と一郡を分ちて郷と一郷を分ちて村と

すといへり○拾芥抄云國二十八此内
島二郡六百四郷一万余と○和

名抄云壹岐島壹岐郡 風早 可須 那賀 田河 鯨伏

潮安 伊宅 石田郡 石田 物部 菟原 沼津

かゝ壹岐郡了七郷石田郡よ四郷合て十一郷なり然れども

後世其名紛然たせと正しく傳りたるらり又さ多かれ

るらりあも續風土記提要よて了はきたるハ

風早郷 壹岐郡本宮布氣二村の邊と云

可須郷 同郡可須新城箱崎三村の邊と云

那賀郷 同郡中郷國分二村の邊と云

田河郷 同郡諸吉川北深江三村と云

正恒撰よ田河郷ハ深江川北の邊より
諸吉ハ潮安郡也了り別考あり

鯨伏郷 同郡住吉立石の邊と云

伊宅郷 同郡湯岳村の邊と云或説云伊宅郡ハ湯岳本田
山信の邊と云

潮安郷 同郡未考正恒云既よいりること
諸吉の邊と云

石田郷 石田郡筒城石田池田の邊と云

物部郷 同郡物部武生水渡良三村の邊と云

菟原郷 同郡志原初山二村の邊と云

沼津郷 石田郡半城長峯黒崎三村の辺を云 以上提要の大意

海東諸国記より一岐島郷七 陸里十三 海浦十四 各其里浦の名ハ概あり村浦の

部下に出し置つ と云せり 壹岐史拾遺 附録より中須四郡七郷 此説ハウツリ

四十三邑の境割今委し 此説ハウツリ む四十三邑と云

此以外の物も又 今所謂陸村二十四海浦八あり 各庄屋を置

きたり 今度所撰の図誌と其一村かきりを一巻中

つ浦ハ各附属の村を部よ合せ出さり

抑壹岐国ハ山川備りて村里絡繹四方にハ滄海をたぐへ東ハ

筒城の権現崎よかたり 雪にまがゆる白妙の濱ハ真砂り

かき多キ名所ハ 筆に盡し 明 西ハ渡良の鳥屋

野の迫門ハ限り天氣晴明り 煙霧のき時ハ 高

巖 モロコシ 見え 大清ま 思 い や 侍 南ハ初山の鰻 イナカ

鼻 ハナ にかたり 野原 廣 ハルカ 潤 ぬ かり北ハ山野つらりて草木

の枚葉繁茂 シゲク 人の家居 殊 學盛 ウカエ 勝本の小櫛山の端よ

かき 東 西 三 里 三十二町 二十町六間南北四里十二町五十八

間五尺 周 圃 ウヅ 浦續海路十六里十五町四十二間余海辺三十八里

二十七町十三間 北の字あり 圃の東北 今補つ 壹岐郡 とい 西南

南の字 今補つ 石田郡 と 四方 ハ 海 を た 津 泊 ハ 諸

國の客船出入絶 部内 ハ 山 を 負 ハ 川 を ぬ 田

圃廣かり 米穀

材薪乏一からす又名所田跡名産等あつて氣色他州に
勝またり然まことと西海をくかふ一西土近き地なれて
都人ハさうわりの心はる一の言此葉とわくいふは二月
日を過る事邊上のわらわしむわ古ハ勅使と因るに遣
られし万民を觀察し物も事り殊に遣唐使ハ多く此
國の船とを羈旅のほろよ歌ゆんと詠まるとわ万
葉集卷十五に到壹岐島雪連宅満忽遇鬼病死去之時作歌一
首并短歌

須賣呂伎能等保能朝廷等可良國尔和多流和我世波伊
波妣等能伊波比多称可多太末可母安夜麻知之家牟安
吉佐良婆可波里麻佐牟等多良知祢能波波尔麻乎之互
等伎毛須疑都奇母倍奴禮婆今日可許牟明日可蒙許
武登伊波比等波麻知故布良牟尔等保能久尔伊麻太毛都
可受也麻等乎毛登保久左可里互伊波我祢乃安良伎之
麻祢尔夜行里須流君反歌二首
伊波多野尔夜行里須流伎美伊波妣等乃伊豆良等和禮
乎等婆波伊可尔伊波牟
與能奈可波都祢可久能末等和可禮奴流君尔也毛登奈
安我孤悲由加牟

右三首挽歌

天地等登毛尔母我毛等。於毛比都都。安里家年毛能乎。
波之家也思伊敞乎波奈禮互奈美能宇倍由奈豆佐比伎尔
互安良多麻能。月日毛伎倍奴可里我祢母都藝互伎奈氣
婆。多良知祢能。波波母都末良母。安佐都由尔毛能須蘇
比都知由布疑里尔已吕毛互奴禮互左伎久之毛安流良年
其登久伊但見都追。麻都良年母能乎。世間能比登乃奈
氣伎波。安比於毛波奴。君尔安禮也母。安伎波疑能。知良敞
流野邊乃。波都乎花。可里保尔布低互久毛波奈禮。等保伎
久尔敞能。都由之毛能。佐武伎山邊尔。夜抒里世流良年。

反歌二首

波之家也思都麻。古抒毛母。多可多加尔。麻都良年伎美
也。之麻我久禮奴流。
毛美知葉能。知里奈牟山尔。夜抒里奴流。君乎麻都良年。
比等之可奈思母。

右三首葛井連子老作挽歌

和多都美能。可之故伎美知乎。也須家口母。奈久奈夜美伎
互伊麻太尔母。毛奈久由可牟登。由吉能安未能。保都乎乃
宇良敞乎。可多夜伎互。由加武土須流尔。伊米能其等美知
能蘇良治尔。和可禮須流伎美。

反歌三首

牟可之欲里伊比祁流許等乃可良久尔能可良久毛已許
尔和可禮須留可聞

新羅奇敝可伊救尔可加反流由吉能之麻由加牟多登仗
毛於毛比可称都母

右三首六籍作挽歌

件の歌思に合を

統紀ニ承和四年秋七月癸未太宰府傳を馳て
言遣唐使三船共ニ松浦郡是乐崎を指し

發行を第一第四船忽逆 然るに當地ハ元より支那ニ近き国也
風に遇て壹岐島ニ流着

リせハ中昔 文永弘安の頃 異賊志きりに襲来て人民をなほまきし

資財を奪ひ神社佛閣を焼亡けきハ諸民居を安ん

せをも多くハ家を出り山林ニ身をわかれ ニシテ 侵掠よも

いづくかありくわ 今其事を云て小見ゆ 高麗國馬船唐人をいはて悪きとこらふ

わく其時の言を 残りしりうらけ されとも今ハ治ま 御代の太平にあい

て諸方通漕の便りよけきハ此國の商人諸國ニ往來して

有無を交易又京師大坂の商客も年々に來りて貨財

を安んじ對馬長崎ニ近けれハ異國の産物を買ひ

便りよけき 以上本文提要 記の大意なり

國司の来由

諸國ニ司を置き其國の政務を取行ハト給事ハ

成務天皇の四年に始り國造を定らる國造ハ則國司の名

なり後ニ改て守とふ○職原抄ニ 皇極天皇の御時國造

を改めて國司と号を

鎮西要畧云 仁賢天皇二年癸酉日高吉士歸
自高麗先年為援兵之師一渡三韓教一年

而歸朝蓋日高者壹岐島國造也
日本書紀 仁賢御卷日鷹吉士作

文武天皇の御時に至り

又國司を改めて國守と稱を國造の名ハ 神武天皇の御時

より始りたれと諸國の國造を立らる事ハ 成務天皇

の御時よりと始り凡國司ハ四年或ハ五年と以て其任

限とん

職原抄云或説云歷七ヶ國受領合
格之吏勤公文畢拜參議

任限終て前國司ハ都

上り其國よりその政務宜しきと又他の國司

大上ハ任せし所
國ハ

文武天皇の御時始て一國の守令椽目として四員の官人を置

但下國ハハ介あく守
椽目の三官のとり

○職原抄云壹岐下○職貢令を考

に壹岐守相當後六位下祠社戸口簿帳百姓と字養

農桑を勸課一所部を糾察一孝義並貢舉一田宅

良賤の訴訟租調倉廩徭役兵士器仗鼓吹郵驛傳馬烽候城

牧過所公私の馬牛關遺の雜物及寺僧尼の名籍の事と掌

り鎮捍防守及蕃客の歸化と總へ知る椽ハ相當後八位

下國內を糾判一文案を審署一誓失と句非違を察

る事と掌り目ハ相當少初位下にして事と受て上抄

一文案を勘署一誓失と檢出一公文を讀申事と掌

る執筆の○令に下國に守一人目一人史生三人とあり椽

ハなす上の三官ハ事ハ職原抄よりて挙り○凡郡

大領小領主政主帳の四員と置る令云上郡大領一人少領

一人主政二人主帳二人中郡大領一人少領一人主政一人主帳
一人下郡大領一人少領一人主帳一人小郡領一人主帳一人其
大小領ハ所部を撫養一郡領を檢察する事を掌り主
政ハ郡内を糾判一文案を審署一稽失を勾へ非違を
察する事を掌る主帳ハ事を受けて上抄文案を^{ノヒシル}勘署一稽
失を檢出—公文を續申事と掌る 元明天皇和銅六年
五月己巳制—給夫郡司大小領ハ終身を以て限り—遷代
の任よめ—以然るに不善の國司情愛憎有て非を以て是
と—強て致仕—以て理と奪て解卻を自今以後更—然
る—と得—若齒及綴心氣力尪弱—筋骨衰耗—
神識迷乱—又久—く重病に沈—て是居漸備—狂言を發
—て時務—益—かくの—の類心素を披訴—田—歸
—命—を養—理—於て聽—き—具に手書を
所司の陳牒—報の所分を待を撰擇て替補—文
武天皇二年三月庚申諸國の郡司を任を因て詔—給諸
國の司等郡司を銓擬—事偏黨—の—郡司
任—居—必法の—自今以後違越—とせ—
了 壹岐國—上代より國守を置て吏務を沙汰—免
異國襲來の藩鎮—始を考—に國造本紀—伊吉島
造磐石余玉穗朝石井—後—者新羅の海辺に人を伐つ天

津水邊の後上毛布直と造とすといへり。ゆきとも天祖饒速日命を豊葦原に中国より天降らしめ給供奉の神に中に天月神命壹岐縣主等の祖とせられも其前よりありしなり。

○續日本紀 元正天皇養老六年夏四月丙戌始制をらる大宰管内大隅薩摩多祿壹岐對馬等の司闕をらる府の官人を選て擁補せよとあり。 称徳天皇神護景雲三年

六月乙巳外従五位下田部直恩磨を壹岐島守とせり。 光仁天皇宝龜三年十二月己未太宰府言壹岐島椽従六位上上村主黒繩等年糧を對馬島に送る俄に逆風を遭ひ船破走人没して載せし所の穀随て復漂失をま。 ○日本逸史云

大同二年冬十月丙子太宰府言壹岐多祿兩島隱田一百四十町と抜出き諸国の例に准して島司に賜之し公麻田并郡司の職田以下悉く班田百姓口分を者許し給。 ○類聚國史十九卷神祇部天長五年正月戊午朔丁丑外従五位下壹岐直才磨を壹岐國造に任し給。 ○續日本後紀云 仁明天皇承和五年七月

廿九日壹岐國の史生一負を廢して弩師を置し給。是島守の請よりつてなり。 ○類聚三代格も承和五年七月二十五日太政官符もまに史生一人を廢て弩師を置しき事。右太宰府の解と得るに憚り壹岐島の解といへり。此島設る所の器仗は弩り百脚りて機調り人より非常に備へ

か、今新羅の商人往来絶へる警固の事以て暫くも忘るへ
うの望請をさうく史生一頁を廢して琴師を置むと仍て
府戴とよふ者、府覆審を加へ申所理るり、謹て官裁をよ
者、右大臣の宣勅を奉る請よよる元慶二年二月三日琴師の
秩限を定る格云琴師の興ること必要なり、陸奥出
羽太宰府及壹岐對馬皆五年をかき、○續日本後紀

仁明天皇承和九年秋七月戊午舍人正六位上廣根王と壹岐
權守を給 正恒扱は職原扱は權守は近代多くは遥授の官なり
参議二三位の中將少納言等兼之といふも是廣根王
のり、只遥授のり、 ○三代實錄貞觀十八年の条云因
て彼島守 壹岐島
とさせり 賀茂直峯と、同元慶三年の条云因

月廿五日前壹岐守加茂朝臣直峯小従五位下と授くとあり○
日本紀畧 後一條天皇寬仁三年四月十七日甲辰大宰府飛
驒使馬に乗て左衛門陣小馳入る是乃伊国の賊徒五十餘艘
起り来り壹岐島を虜す、守藤原理忠が殺害し并
人氏を虜掠して筑前国怡土郡小来るとのありとあり 鎮西
要畧云寬仁三年己未四月異国海賊五十艘乱入壹岐州、害島守
藤原理忠西府官軍押渡壹州一伐賊成之 ○延宝年中當州石田郡物
部村八形の古城地より鑿出せし石碑、自延久二年三月至同
三年六月成就當時目司正六位佐伯良孝正六位大掾若江兼用との
銘文あり、正六位と叙せらる幸いあり、然まこと
壹岐大掾の正六位と叙せらる幸いあり、後鳥羽院
文治元年權大納言源賴朝卿日本國摠追捕使となり、
始て諸国小守叢を置る是其国の五十分一とときり、今此郡

司代官れ中の如く國司と守護と其國の政務を執行せり
る其國の領主にあつては公家より任せらるるを國司といひ
武家より置を守護といふ一國に國守守護兩人たりて政務
を聞しり建久元年九月關東の士武藤小次郎藤原資頼
泰衡退治の軍功あり其恩賞こりて
後堀河院嘉祿

元年

一云建久二年

筑後守に任せらるる且太宰少貳たり

鎮西要界云建久七

年丙辰武藤小次郎藤原資頼任大宰少貳

貳たりりは是説正しりと思ふ 三前二島の守護職たり

其子孫代り小貳を以て家号たり三前二島の政務を掌
る資頼の孫景資文永十一年十月蒙麗軍と力戦し
て武威を震其後胤嘉頼とつゝ武將の命に應せし

壹岐對馬の間に潜居る其子教頼又西島に潜居る是西

島ハ元より管下なりなり教頼の子頼忠又云武

將の命を受て舊土にかへり其先より壹岐國を以て志佐

佐志呼子鴨打塩津留の五士各分治せり五氏各肥前松浦郡の人然るに

文明年中肥前國上松浦の人波多下野守泰右の五氏と壹

岐國湯岳村則戸城其古戰場跡に戦五氏盡く敗績を仍て泰壹

岐國を併せ是よりして波多家常州の守護とせし泰

の子興下野守其子盛壹岐守天文十年の頃死去す時盛實

子以り舎弟志摩守嫡男源五郎隆を以て壹岐の守

護職を嗣し然るに弘治元年四月二十四日壹岐人其主

隆と殺し上松浦と併せ波多藤童丸に属し國中皆壹岐の守

護、仰けり藤童丸後太郎次郎又参河守親と号を筑

續風上記、参河守
信時子作、ハ是なり實ハ有馬義貞の二子壹岐守盛死去

の後新方盛の
後室養て波多の家を継ぎむに始め壹岐

國人藤童丸に後ハ隆に属せり此参河守親

後朝鮮の役に不覚ありて領地上松浦没收せられ常

州筑波山に適せり、波多家断絶を又壹

岐國平戸に属せり藤童丸の代に當り永祿六年其老臣

日高喜甲斐
守壹岐國及上松浦を以て松浦隆信入道道可

君に属せ其時道可君上松浦如く初藤童丸謀て其臣

山口善助弘に嫡家窪田因幡守勝に職業を棄てて勝り

弟河原豊前守高善助弘を殺し波多新方思へらく是

老臣日高大和守名實、河原豊前守之也等々所為りり兼て新方川添播磨守

と通て故小大和守有浦中務丞と謀りて川添を陰人と

て新方又是を患へ新方遂に毒し大和守を殺し是

時に至り大河野に窪田因幡守勝同越前守前波多方

を怨んで謀叛企同國武雄の後藤氏に属し日高喜

と波多方と怨み上松浦半分り人々と壹岐人々引廻

りて平戸に属せり去りて波多新方本城貴志岳に

居り事知得りて藤童丸と俱に出り草野の境に居

をり日高喜ハ佐志唐坊の長久寺にかまへりしと仰せ諸道
可君ハ壹岐國并上松浦より人質を取りつゝに於て壹岐
國を併せ給ふ則多く此人數を率いて上松浦より上り給ひ
まハ壹岐國上松浦の士庶及僧徒悉く來謁し北方より所
の廣原より見参あり仍て道可君これハ益を賜是時の
躰其威勢申盡し一かゝり一時ハ壹岐國ハ六人の黨ありて
六人衆六人衆と稱す其魁首ハ立石參河守其子形部大夫なり形部大夫同姓和泉
守重兼の庶子の家よりよりて上松浦波多家及對馬宗氏
よりト書音せりまきよらき竊ハこれを憾み重兼父子を打果
ト惣領の家よりへき中成之思ひ立人數を夜中ハ集りせり

ハ永祿九年六月一日寅の時をかりに形部大夫一人被官五六
人召連先時宜を見えかりの爲重兼ハ所へ不圖参りけ
り重兼先ハ其事体志りて吉永左馬助山口勘解由左衛
門等と呼び竊ハ形部來りて伺ひたし所ハ是と斬ぬ
これハ因て形部親三河守其一味の者トト人數三百計に
り重兼の所よりゆき二時をかり戦ひし終ハ重兼方
勝利を得三河守を殺し則烽火を挙げあきと日高大膳
兄弟走り向ひて是と授け六人の殘黨をト多く打殺しぬ
此事道可君聞給ひて恩賞よりて重兼に形部ハ食田其
ま賜りぬ然るに其餘の六人黨を討し重兼一味の者トト

銘、私よ六人黨の食田を分け取りぬ道可君守護代井
關宗連を以て御所望のり時各申し、重兼へハ形部の
田地過分賜り我へハ一向御恩賞のき差出さすよ
一、重兼手始い、最前賜りし形部の食
田直様返上しぬ是より六人黨を討し者、是非ぬく
差出きり後年に至り形部の親子の田宅を重兼の二男
勘介へ賜此時、あな、波多志摩守二男重一岐國を元
のこと、上松浦に復す、壹岐人立石弥七左衛門、陰に
謀を通す國中よ、是に與る者、先づ守護
代井関を殺す、重兼父子此事、親子三人井関

居城を堅く守り遂に弥七左衛門を殺す、既して道可君
壹岐入國の時重兼宅へ光駕り、恩賞より、太刀馬且
弥七左衛門の田宅を與へ給又弥七左衛門の弟に僧の良運といふ
者あり、兄と與るを罪ぬ、重兼まを佗言いに
けし、道可君へ此旨申上り、最前重兼へ賜り候、弥七左衛門
の田地半分を良運へ子へ給初め日高喜波多家を呼、平戸
へ屬せしより上松浦北方長久寺岳を城とし、草野の鏡よ
在けり、波多新方と朝夕川越に戦ひ、内子呼子名古
屋、元波多方、心替りして日高方へ、程
の事あり、思ひ、値賀有浦兄弟、志を變

一 新方母子と有の浦、引入と有の浦、城を構へ佐志の人波
多此人悉く復翻して波多方へ属せり故に喜も又やむこと
と云ふして降参せり、はむの、壹岐日高の氏族及立
石重兼等相謀りに謀り、喜及弟監物助勝秀を壹岐
の國へ忍い、り壹岐人と俱ま、り平戸を熨、り則證人と、
して喜、り女を平戸へ渡せ、り、は道可君歎、り後を四男信実
と夫婦の約を、り、は是に至りて壹岐國盡く定まり此
時惣田地并惣給人中の姓名を記、り是を壹岐國永祿の
田帳と云、り又道可君喜、り命、りして壹岐國守護代、り給
られ永祿十年の頃、り是より、り一岐一圓平戸の領

國と、り、り同十二年道可君年老、り嫡子鎮信君、り封を襲、り
む天正十五年秀吉公鳴津義久を征伐、り此時鎮信君道可
君中、り、り先立て出陣、り既、りして義久降参、りぬ仍、り
秀吉公凱旋、り此時鎮信君道可君從、り筑前博多、り至り留、り事
二十日、り、り諸將を召、り九州を分ち封、り此時小西行長、り以て
鎮信君、り命、りして肥前守親子三人此度衆人、り先立て先鋒、り
参、り故恩賞、り、り加増の地を賜、り、り鎮信君對、り
某、り領地半、り押領地、り侍、り願、り、り後世子孫領地替、り
く其儘、り賜、り、り加増の地賜、り、り同、り、り、り
申、り、り、り、り其如、り押領地を併、りせて六万石を賜、り且壹岐及

各邑の田地の畝數と地糧とを書きて出さしむ又當家に
たゞ々壹岐任国の始道可君曾孫隆信君も起まつたれよ
前數代肥前守まつしといへとも爰も權輿して壹岐
守肥前守と一代かりりに任せりて例とて以てりし抑
道可君の雄才世におゝい明哲の智衆も抽てたりし能
功を成し其身を保ち給若き時ハ非常の功を立又秀吉
公に謁見し薩州海路の警固を遂げ給ひ數度の武功後
たてし乱し勝の力群も超たつるにあはれ治を致の徳も亦
備て古き道を慕ひ国中の臣衆も臨み賞罰正しく身儉
約を守り民の非を禁し能国を治り給ひ故國豊し

民安くして又むくの世に立帰りぬかく祖先より仁惠
の源深かりしり其松浦川の流を絶てし天道の
報福万世も傳はり子孫永く社稷を保ち給ひ人事必

然り理りゆり

以上本文
提要の意

田畠の事

三代實錄云壹岐島水田六百十六町○和名抄云壹岐島田
六百二十町

国花万葉記拾
芥抄等同

○海東諸国記云水田六百二十町

段○主税式云壹岐對馬損田四十日不堪佃田三十日賑給疾
死並准不堪佃田○續日本紀 聖武天皇天平十七年二月庚
辰制りらる公麻志摩国壹岐島各一万束云○主税

式云壹岐島正税一万五千束公廨五万束修理池溝料五
千束救急料二万束 合九万束ゆり一束に五升の米を得る ○和名

抄云壹岐島正税一万千五束公廨五万束本頼九万束雜頼二万

五千束 合七十七万六千五束 現米 ○主計式云壹岐島調大豆廿

三斛小豆十一斛小麦廿斛二斗自餘ハ海石榴油薄鯨と輸

せ是壹岐國一年の上貢ゆり古への賦租かくのこと中葉足

利將軍家治世の時まてハ田の秋穂と三分にして其一と收

税とゆり給いあもやも豊臣秀吉公に至りて田の秋穂は

三分にして其二と土貢として公へ奉り其一と農夫の得

と定らるしとす天文十二年日本國中毎國の知行高と

とす其簿と將軍家手献す 當時將軍ハ是と民俗

に天文の繩とす平戸侯此國を領せらるしとす一

七千七百廿九石の御朱印と關白秀吉公より賜りき 但平戸

三千二百石の内平戸地方四万五千四百七十一石を除き壹岐一國の高

一万七千七百廿九石ゆり國花万葉記ハ一万五千九百八十二石とす

和漢三才圖會より 然もとす近頃ハ至りてハ黎民太平の

化と浴一子孫まはる榮えり年々に口數と増りぬとハ

月二日に々山と山と記野とゆりきワリて田畠

次第に多く廣まりぬ 宝永七年帳云田畠高三万一千五百廿八

石七斗三升九合九勺口米三百七十一石一斗三合 以上提要記の意也

○今既ハ水田一千六十五町二反三畝廿九步半高二万六百廿九

石六斗五升五合

内一万七千七百廿九石脚朱印同二千九百石六斗五升五合同登高ゆり

火田一千七

百六十八町六反七畝十六歩高一万一千五百八十九石七斗六

升二合

神社の事

國中神社凡八百三十六社

内本社四十二前同末社七百九十四前

○元禄五年の改帳云

摠合五百八十六社云々此後勸請の社を新社帳よのせらまたり

○延喜式よ所載廿四座の神社其外まろも中古兵亂の時世衰

微し其社号絶て聊志事ゆりーと多かりーと也

然るを近き頃らりーこの社を式社と定りまたり然れよ

正し式内とたれりた社をも式外とーいさるひの小社をハ

式内とー或ハ社水き所よ新よ鎮座らり奉りて廿四座の數

よ合されしと少かり此事を神社考吉野政長の著よ云彼是の

社を式社と譯定をゆせりつて古への式内の社よちり所名

を以社号を成せり社ハ其所祭神よとされ其神号出

木鏡よ記して安置をといへるも古への神社ハ所祭の神

ト相違りて古への式内の社ハ末社藪乃内北地神とゆら

てト多かりし歎らりきかる是を思ふくハ人よ譬へ

いらぬに君臣庶民よ至らまじ思顧の礼謝と述て尊敬

とへた人を捨てらるぬ人よ礼謝して尊敬をよりト尚

更ゆり天々のいそは神託一信ハねハ是非をし

以上神社考の説

佛欄の事

國中佛閣凡三百七十八所

内本寺五ヶ所同末寺二百四十三ヶ所同末堂二百二十一所修験九ヶ坊

古今神領の事

今國中諸社知行摠高四十六石一升五勺一當國の諸社
神領多く寄附せし事ハ○吉野家譜云 後宇多帝
弘安四年辛巳五月辛酉忻都洪茶丘金方慶到于對馬島
周鼎与島軍交鋒諸軍皆下俱戰即將康彦康師子
等死諸軍向于壹岐島金方慶 周鼎朴球朴之亮荊
与島士及刀戰島軍敗北伊岐成末等突進蒙軍潰洪茶
丘騎馬而走五万戸復橫擊成末等乃退茶丘僅免也

翌日復戰蒙軍敗績也忻都茶丘累戰不利且文虎過期不
至議回軍云聖旨江南軍与東路軍六月望前必令會壹岐
島今南軍不及期我軍先至大戰數回船腐糧尽如何方慶
默然經十餘日又議如前方慶云奉聖旨賚糧尚在焉戰
艦三千五百艘蒙軍十餘万到于平壺島自其分道諸軍到
于今津筑紫少貳覺惠同男景資大友菊地島津原田秋
月宗像戸次臼杵紀伊児玉黨都合十万騎防戰而敗北云
祈諸社八月朔神風破賊船奉寄進壹岐諸社神田可須
郷香椎宮領香椎村新城村中郷村長嶺村百次郎村津甫
村初山村有安村九十四町也總山方本宮八幡領田本宮村

片山村中山村新田尾村唐田村湯岳村諸吉村九十四町也函
崎八幡海裏宮領田函崎鄉江角諸津瀬戸中山五十七
町他村七町鯨伏郷住吉社領田長川戸村立石村布代村深
寺村石又村御津村九十四町也國分天神社領田山信村半
城村牛方村大浦村里崎村布氣村御津村六十四町也石
田郷老松天神領田筒城村西間村印通寺浦河北村志原村
池田村田原村深江村九十四町也惣物五七部郷蓬宮領田中通村櫻
江村武生水村麥屋村船越村渡浦村九十四町也武生水村妙見
社領田六及四丈也布代村熊野社領田二及也新城村若宮領田
三及東目廻神田四及棚江權現社領田廿五町六及二丈平江社領

田一及田島社領田一及志自岐社領田二及一丈唐田天神領
田九丈湯岳妙見社領田二及國府印鑰社領田二及四丈天神領
田一及若宮島社領田三百文其餘小社領田七十三町八及都
合水田七百町諸神領永知行之者也以上○慶長十二年十二月
諸社家田畠屋敷帳下田畠屋敷合四町三反廿九步分米
五十六石二斗八升社家領とてりとも
天武紀云六年五月壬戌朔己丑朔
天社地社神稅者三分之二
一為擬供神二分給神主
○神社考云神領多く社家領多く
も配分多かりし時世より大社ハ一社ハ社家十二家ト附屬
して大宮司權大宮司擬大宮司神主殿上祝祿宜宮司
公文御灯等其外品の職号其格式なりて年中月々此

祭事嚴重ゆりしといへり殊に官社ハ御代々々神位をも奉りきたりしれハ神領ト甚廣かりけむこと云らばたり云々

正恆按ニ神に位階を奉りし事ハト尊卑をわかれりなりしを令義解岡田耕筆等に神位の高下をとりし神領の多寡を定りし事みえたり又北畠准后の造殿儀式ニ神の品位を以て封域を定りし事ありし正三位以上四至九町從四位以上四至八町從五位以上四至限四町トスえたり當國の式社ハ大方正三位以上の神位なりしハ封域四至九町の例なり然るを往々諸社

諸寺の領園を削りれり大ニ減少なり

寺領の事

今國中寺院惣高二百六十九石四斗六升○永祿田帳ハ壹岐國佛領五十町とセリ則安國寺領十九町八反二丈花光寺領二町二反神岳山領四町二反三丈龍藏寺領一町二反妙泉寺領三町二反四丈定光寺領一町觀音寺領五反二丈東光寺領六反四丈中幸隨寺領三反長徳寺領九反二丈賢聖寺領六反二丈古溪寺領五反二丈金谷寺領四反二丈玉泉寺領二反聖母坊領一町二反四丈定持院領四反高峯寺領九反一丈本勝寺領七反二丈宝藏坊領二反一丈

不動院領二反四丈慈眼院領一反聖藏坊領二反長壽院
領八反福壽菴領二反妙福寺領二反伊勢軒領二丈自德
庵領一反見高院領二反四丈源學院領二反五丈長福寺領
一町寶壽菴領一反二丈藥城寺領四反四丈西光寺領二丈
加久院領一反三丈箱崎宮司坊領四反金藏寺領三反一丈以上
是ら何れも減少せり

關門烽侯の事

日本書紀 天智天皇三年條云是歲對馬島壹岐島筑紫
の國等に防^{サキモリ}と烽^{トフレヒ}と設置く○聖武天皇紀天平九年九月
癸巳筑紫の防人を停て本郷より筑紫の人を差遣

して壹岐對馬と成りしむらり

仁明天皇紀承和二年三

月己未大宰府云壹岐島遠く海中に居て地勢隘狭ゆり人
數寡少くして機急の支へりて一頃年新羅の商人來り

窺事不絶防人を置て非をい何非常に備へて請島の

倭人三百三十人兵仗を帶り十四所の要害比埜と成りし

ゆ人許し給ふ

吉野家譜云十四所者風本見目瀬戸朝崎初山筒城
帆傳久喜本居船越綿浦麥屋黒崎浦海等也

清和天皇紀貞觀十二年六月十三日甲午是より先太宰府

言肥前國杵島郡兵庫震動一鼓鳴事二声これをも著

龜の譯るるに隣兵を驚くは是日勅して筑前肥前

壹岐對馬等の國島を以て不虞に戒鎮せしむ○延

喜兵部式云凡壹岐對馬の防人の府官量事所部諸國
 百姓の強健者を差して番を作し守りて之以上提要の大意 ○或
 云嵯峨天皇弘仁六年異賊襲來依之置二箇所之關十四所の
 要害 可須の見目 関 是二箇所の古跡乎此說実記に見え
 されハいりりや今國中は関といふ名の残りて傳りり
 ハ箱寄の関一池田村一の関二の関三の関のつて所あり
 りのりり見り目の関は名ハ傳りり何とて是りりやな
 かりり證書を得り可考事なり ○郡鑑云岳辻
 遠見番所岳の高九十五間一尺五寸武生水村庄屋所より
 行程十七町廿八間此番所番頭侍一人足輕廿二人常に勤

番りて非常に備若宮島遠見番頭番足輕等岳の辻番所
 所と同じ武具并番船等なり

下部の事

神功皇后の御時天兒屋根命九世孫中臣烏賊津連の子真
 根子と壹岐直子 給則壹岐縣主及壹岐下部の始祖
 なり 光仁天皇宝龜四年正月十五日對馬島大初位上卜
 部酒人大初位下直弟足壹岐島元位卜部道作等
 仰せて宇佐八幡大神の託宣此実不とトッーめ給とら
 了 ○三代實錄 清和天皇貞觀五年九月七日丙申壹岐
 國石田郡人宮主外從五位下卜部是雄神祇權少正七位上

ト部業孝等に姓を伊伎宿禰と賜_リ同十一年正月七日
乙丑宮主伊伎宿禰是雄_ノ從五位下と授_リ同十四年四月
廿四日癸亥宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎是雄卒是雄ハ
壹岐島の人_{ナリ}本姓ハト部改て伊伎とを始祖忍見是
尼命ハ神代より_ハあり_ク龜トの事に_ハ供_ル厥後其子
孫祖業を傳へ習てト部_ノ備_ル是雄ト數の道尤其要
を究む寔に日者獨歩と謂へし嘉祥三年東宮の宮
主と_リ皇太子即位の後轉せ_レれた_ル宮主と_リ貞
觀五年外從五位下を授給_ハ同十一年從五位下に叙し
丹波權掾_ト任_テ宮主故_リ卒_ル時年五十四以上清和實錄

後冷泉天皇治曆四年九月宮主伊伎^{キキ}拳政白木の杖_ヲ狭_テ形
と奏_テ行事藏人時經殿上登杖_ヲ改狭_テこれを奏_シ先例
宮主杖_ヲ狭_マん_ル藏人に附_テり奉政青團に慣_テ持_リ

○延喜臨時祭式云凡宮主ハト部の堪事者を取_テ是_ノ任_ヲ
其ト部ハ三国のト術優長者をと_リ
伊豆五人壹岐五人
對馬十人

博士醫師

壹岐國_ノ初_テ博士を置_テ故きを温_ル新きを知_ル及醫師
を置_テ百病を治療_ス給_事 聖武天皇天平
三年十二月乙酉太宰府を_シて始_テ壹岐_ノ醫師を補_シ
し_レられ_ル博士ハ其_ノ先_キ置_まり_し也

職負令云博士一人經業を教授し學業を謂試さる事を
掌り醫師二人診候病を療らる事を掌り又云凡國博
士醫師因別々各壹人其學生大國より五十人上國より四十人
中國より三十人下國より二十人 壹岐も廿人 醫生は各五分の四を減
○續日本紀 光仁天皇家龜二年十二月甲戌太宰府言日向
大隅薩摩及壹岐多禰等之博士醫師一任の後身終り
ましかへるこの故に後生の學業術をまは請朝法と同
一々八年に遷替し以て祿を示し永く後學を勸めむ
是を許し給 ○續日本後紀 仁明天皇承和十二年六月
癸午太宰府言案内を檢り去弘仁六年七月二十五日

格云博士醫師教授の勞良に殊別たり遷代成選并六考を
以て期しせし今前壹岐島の醫師外大初位下威野勝真吉
辞状に云護て格式を案さるに内番上ハ六考を以て選限
と了外番上ハ八考を以て選限とに真吉任より此日全
六考を得位に叙し階を給事を被り至る格式に准擬
之に恐るる誤升す事なり者府覆審を加へ
此事唯真吉の如きを以ての人と亦尚七考を望請
るべく真吉は位記を換て内位を賜へ自今以後大隅薩摩
日向壹岐對馬等の國島の博士醫師と同しく此例に准せん
事と者是を許す ○式部式云凡諸國非業の博士醫師ハ

四年を以て秩限をも但し出羽太宰管内の諸国ハ五年と
限り又同式ハ凡日向大隅薩摩壹岐對馬等北國島の博士
醫師ハ太宰大学典藥生ハ準して才を試て補任し勘
籍の状ハ副て言上せハ省季帳ハ載て官ハ申考満すと待
て内位ハ叙も其遷替ハ皆六年を以て限をも其六国の
学生醫生ハ皆府下に集て業を分て教習せしむ

賑給の事

日本書紀 仁徳天皇の四年高し登り民屋の烟とほりき
と愁ん歎かせ給い課役をゆるし給同十年課役を科せ
宮室のほりきと造らぬ給ふられ万民の請ふられ

續日本紀 文武天皇大宝元年九月丙寅使と諸國ハ遣し産
業を巡省し百姓を賑恤す
仁徳天皇天平神護元
年二月乙丑和泉山背石見美作紀伊讚岐淡路壹岐多禰
等ノ国飢並賑恤を加へ給
○續日本後紀 仁明天皇承和十
年九月甲寅肥前豊後薩摩三箇國壹岐對馬兩島並飢
賑給之○文徳案録云仁壽三年五月庚戌大宰府言壹岐
女子伴部刀自賣率て三男を生む勅し正税三百束
一束ハ五升の米を得まハ三
百束に現米十五斛なり 及乳母壹人と賜

免田租給事

續日本紀 文武天皇大宝二年夏四月乙巳諸国今年の田

租を免し并庸の半減し冬十月乙卯詔して上曾祖より
下玄孫に至りて実世孝順のゆゑに戸部奉復を給ひ
門閭に表旌し以て義家と給ふ 光仁天皇宝龜三年
壬子冬十二月壹岐洲壹岐郡女直玉主賣年十五うて其夫逝
を誓て改嫁せしめて卅余年夫の墓を供養を其事を所
平生のよきことを勅し爵二級并田租を免し給ひ遂
に其身を終らるる ○日本逸史に宝龜七年閏八月壬子壹
岐島風吹て苗子を損ふにうて當年の調を免し給ふ

平城天皇大同元年十一月乙未大宰府言管内の諸国水旱
疾疫毎歳相仍百姓彫亡して田園荒廢を伏て望らく
時に田租を免しうて以て窮弊を濟むを但し損害は随ひ
年の遠近を定めを勅し給筑前肥前二箇年
を免しうて筑後肥後豊前豊後日向大隅薩摩壹岐等
八箇一箇年を免しうて

郵驛の事

日本書紀 孝徳天皇大化二年始て驛馬傳馬を置る ○厨
牧令云凡諸道須置驛者每三十里置一驛若地勢阻險及
無水草處隨便安置不限里數其乘具及蓑笠等各准
所置馬數備之凡驛各置長一人凡諸道置驛馬大路謂山陽道
其大宰以去 中路謂東海東山道其十足小路五足
即為山路也 自外皆為小路 壹岐ハ小路五足ハ五足の例なり

○延喜兵部省式云壹岐島驛馬優通各五足 ○主稅式云凡佐渡

隱岐壹岐對馬等國島驛子渡海送使各給食日稻四把同式驛馬法云壹岐島上下を論せし俱但一百束又驛馬死

損法云志摩武藏下總常陸陸奥若狹能登越中佐渡淡

路讚岐筑後壹岐等十四國三十分は損一分を許せしり

兵具を充置まし事

三代實錄貞觀十二年春正月十三日丙寅是日勅し給ひ

壹岐島に曹并平纏各二百具を充つ彼島元甲有る

曹以大宰府島の解よりみてし事と請これり

後給同十三年正月十五日壬戌大宰府言壹岐島の兵庫

の鼓鳴多

被料の事

日本書紀 天武天皇五年秋八月丙申朔辛亥詔曰四方に大解

除てん用ゆ物ハ則國別ニ國造被柱馬一匹布一常キタ以外

郡司各刀一口鹿皮一張鑼ツク一口刀子一口鎌一口矢一具稻一束

且毎戸麻一條を輸せしあり然れ壹岐國に國造郡

司等置れぬをこれらの例に出世し事以む

菓子を貢進事

大膳式云諸國貢進菓子太宰府甘葛煎七斗但木蓮

子者筑前國部内諸山及壹岐等島所出之中擇好味

者一年中真まるとのせらむたり

大流人配流の事

壹岐國に始て罪人と配流の事ハ貞觀八年九月大納言
伴宿称善男右衛門佐伴宿称中庸よりを同くして
紀豊城伴秋實伴淨繩等五人應天門を焼の罪尤重し
はつた斬らるべきの所詔して死一等を降し並に是を
速流に配る善男ハ伊豆國中庸ハ隱岐國豊城ハ安房
國秋實ハ壹岐國淨繩ハ佐渡國に配流せしは元慶七年
十二月廿六日勅して周防國司をして流人伴秋實と本の
配所壹岐島に還流せしむれりしに周防國言秋實

申曰貞觀八年九月十三日壹岐島に配流せしは元慶四年
十二月の恩赦に逢て放免せしむ歸り來りし秋實偷に
配所より輒く此土に至り仍て其身を投る謹て所分
を請者是に至り防授と差宛て本所に還し川か

と此事三代宗録よのせしむるを 提要 ○百練抄云

後堀河院安貞元年七月七日專修念佛者配流官符請

印隆寛律師

還俗名
山遠里

配陸奥

後日被改
他所

空阿弥陀佛

改名
原秋

沢薩摩成覚

改名
枝重

壹岐島

之
近き頃

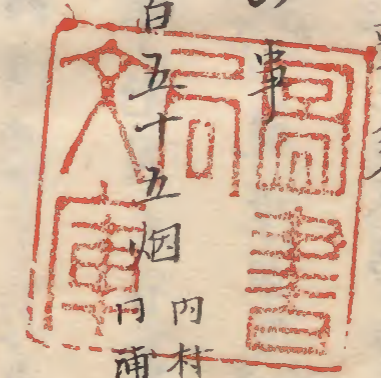
中御門院享

保六年二月十五日上加茂七家比内森飛驒守島居大路

右京大夫松下民部大輔梅辻備後守等違勅の罪より

て並に遠流に配り飛驒守右京大夫、隱岐國備後守、
壹岐國と皇統編年合運にみえたり其前後に凡人九僧

此流人來り事多し



戸口負の事
國中家數凡七千六百五十五烟
四村に五千八百八十七烟
雨に一千七百六十八烟

朱印の内ヲ写ス
地圖 勝手御元
餘ハ大要ナリ 山田

